

監査公告第12号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について別紙のとおり公表する。

平成31年1月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

平成 30 年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の平成 29 年度、平成 30 年度（10 月まで）に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名 称	加賀九谷陶磁器協同組合 [○]
代表者	代表理事 山本 篤
住 所	加賀市山代温泉 19 の 101 番地

施設の概要

施設名	加賀市九谷焼窯跡展示館				
施設規模	敷地面積			1,561.06 m ²	
	建物面積	展示館工房	木造 2 階	283.80 m ²	
		窯小屋	木造 平屋	79.32 m ²	
		覆 屋	鉄骨造 平屋	238.00 m ²	
		便所棟	木造 平屋	115.56 m ²	
駐車場			30 台		
所在地	加賀市山代温泉 19 の 101 番地 9				
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日				
指定管理委託料	平成 29 年度 13,783,000 円				
指定管理に係る 収支状況	平成 29 年度				
	収 入			19,576,303 円	
	支 出			17,606,416 円	
	収 支			1,969,887 円	
施設利用実績	利用 者 数	(有料)	個人	団体	計
			6,466 人	683 人	
	(無料)	一般	高校生以下	7,985 人	
		318 人	518 人		
利用料収入	利 用 料 収 入	1,953,860 円			
その他収入	自 主 事 業 収 入	3,781,633 円			

3 監査期間 平成30年11月19日～12月18日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 川下 勉

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき審査するとともに、施設に出向き指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 主な実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び消防設備等保守点検等の結果について、所管課への報告状況を検査した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行った他、自主事業の取り組み状況や利用料減免・割引の手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの結果等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

決算書及び諸帳簿、通帳残高を確認するとともに、収入・支出の根拠と

なる施設利用申込書、請求書、賃金台帳を検査した。

4 利用促進の取り組みについて

事業計画及び事業実施報告を確認するとともに、企画展などのPR手法や物販に対するクレジットカード決済の導入などの説明を受けた。

また、陶芸教室や九谷焼展示販売などの自主事業について、指定管理者側の考え方を確認した。

第3 監査結果（指摘事項）

施設の管理の状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、改善又は検討を要する事項が見られたので、次のとおり記述する。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（文化振興課）に対する監査結果

(1) 事業計画について

指定管理者選定の際の事業計画書は、委託期間の経過に伴い一定の範囲で改善されていくのが望ましい。協定書第18条に規定する単年度ごとの事業計画をいくつか確認したが、施設の利用促進につながる新しい事業内容の記載は少なかった。毎年度、事業計画の提出を求める際に指定管理者側からの相談に応じ、また、市が行う施策との連携を図りながら、市側としてもさらなる利用促進を目指して欲しい。

2 指定管理者に対する監査結果

(1) 利用促進

運営の充実や施設管理の良好さは、監査中に十分に確認できた。しかしながら、平成29年度は利用者数、利用料ともに低迷したことも事実である。利用促進につながる何かが必要ではないだろうか。特定の利用者層に的を絞ったり、宣伝効果の高い手法を利用したり、いずれにしてもメリハリの効いた取り組みにチャレンジし続けることを期待する。

指定管理者としての計画的な取り組みのみならず、常に市側とよく相談しながら観光施策と両立できる知恵を模索されたい。

(2) 情報発信

旅行情報誌などでも体験型施設として着目されているようだが、施設ホームページでは、企画展の情報や体験コースの情報などが掲載されているものの、具体的に体験の楽しさが伝わる情報が不足しているように思われる。SNSの利用や動画の活用なども懸案であると自己分析されていたが、例えば、宿泊、体験、観光をパッケージ化されたプランの提案など、情報発信に工夫を凝らしてはどうか。

(3) 事業のモニタリング

充実した利用者アンケートが行われており、市側へも毎月報告されている。今後も、事業計画に生かせるよう年間集計を分析し、効果的な事業展開に繋げられるよう継続されたい。

第4 まとめ

館内の展示物管理や、案内方法なども良好に維持されおり、自主事業である絵付けやろくろ体験の人気も相まって、魅力的な施設運営がなされている。

学芸員の2名配置や、手間を要する体験観光の実施は、現人員体制からみても充実しており、日々の運営努力を高く評価したい。

また、企画展の継続実施やPRチラシの取り組み、物販に対するクレジットカード決済の導入、地元商店街とコラボしたプレゼント企画など、これまでも主体的な取り組みがなされていることが見て取れた。

残念ながら、平成29年度は利用者数、利用料ともに低迷したが、利用者アンケートなどを詳しく分析することで、より効果的な取り組みを見出せるのではないかと期待している。

また、市側も市の事業とできるだけ組み合わせるなどして、協力体制を図りながら魅力ある運営がなされるよう期待している。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。